

## 第21回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成29年2月2日(木)10:30～12:00  
ところ 尼崎市保健所精神保健相談室

1 第20回議事要旨の確認について

2 提言の進捗状況について

3 意見交換、その他

(添付資料)

- 資料1 第21回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第20回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料3 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について
- 資料4 提言の進捗状況について

## 第20回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

### 1 日 時

平成28年8月30日（火） 午後3時から午後4時半まで

### 2 場 所

尼崎市保健所精神保健相談室

### 3 出席者

#### (1) 委 員7名（敬称略）

植村興、三田一三、山本純子、平川達夫、平井三和子、村田國広、福井進

#### (2) 事務局3名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、林生活衛生課動物愛護担当係長

### 4 議事の概要

(1) 「第18回会議議事要旨(案)」、「第19回会議議事要旨(案)」について事務局から説明があり了承された。

(2) 協議事項に基づく意見交換について

委員から提起された議題について、事務局から資料4に基づいて説明が行なわれ、その後意見交換が行われた。

#### 議題1

「議事録について（なぜ作成されていないのか）」

<意見>

- ・ 議事録が作成されていないと聞いた。
- ・ 議事録は第1回からHPに載せている。最初は詳細に載せていたが事務局の負担が大きいため途中から概要の形になった。各委員の了承も得ている。
- ・ 基本は概要の議事録とする。また、媒体に録音して残しておくことで、報告された議事録について詳しい内容が求められた場合には、再度報告するという形にしてはどうか。

#### 議題2

「協議内容を市民に公開する。提言書作成について」

<意見>

- ・ 協議会に委員が集まって意見を出しているのだから提言としてまとめてはどうか。

- ・協議会は委員の意見を参考に動物行政に活かしていく場であり、議論して提言を作成する場ではない。諮問された事項に対して、議論を行い回答するものが提言書であり、協議会とは性格の異なるものである。

### 議題3

「東難波の認知症で入院されている方の件でのセンターの対応について」

〈意見〉

- ・猫の多頭飼育で入院のため飼えなくなって愛護団体に相談があった事例である。
- ・動物愛護センターにも相談があったが、ケースワーカー・保健師が関わっていたケースであり、今後の対応を協議中であった。
- ・愛護団体が入って保護したが、このような多頭飼育で問題になりそうなケースについては、早めに対応するためにボランティアとセンターで情報共有を行い協力をしていく必要がある。

### 議題4

「猫の譲渡会の開催実施について尼崎市動物愛護センターとの連携により、会場の賃借料・案内ポスターの負担援助の件」

〈意見〉

- ・民間が実施する譲渡会の費用を市の予算で負担することはできない。愛護センター敷地内の会議室を会場として無料で借りる等の交渉を行う事はできる。ポスター作成については、センターのパソコンで作成できる。

### 議題5

「TNR運動のモデル地域の設定について」

〈意見〉

- ・猫の様々な問題やTNRの事を地域で知っておいてもらう必要がある。
- ・連協の会議等や民生委員に対して多頭飼育やTNRの話をしてもいいのではないかな。
- ・最近、センターから連協、単組等の会長に対して説明会を行った事がある。今後も適宜対応していきたい。

### 議題6

「動物愛護基金を応援するオフィシャルサポーターの設置、募集を提案します。」

〈意見〉

- ・基金の集まりが少なくなっているのではないかな。
- ・企業として、民間の団体ではなく市が対応してくれるのなら基金の応援をするという話がいくつかある。
- ・市が積極的に企業を訪問して募金活動をしてほしい。

- ・基金は経年的に増えてきている。
- ・ボランティアが企業訪問をする際に、基金の説明が必要な場合は職員が同行することを考えていきたい。

#### 議題 7

「動物愛護基金の使途について平成28年度の動物愛護基金の使途明細を報告してください」

<意見>

- ・平成28年度の予算の内訳を説明。
- ・次回に一覧で報告してほしい。

#### ※ (事務局補足) 平成28年度の動物愛護基金の使途 (予算内訳)

・収容犬のトリミング代として	@2,000円×10匹分=20,000
・基金PRのティッシュ	@14×2200個×1.08=33,264
・基金PR用パンフレット	@8×3,000部×1.08=25,920
・マナー啓発看板(犬、猫)	@210×800×2×1.08=362,880
・マナー啓発グッズ(紙スコップ)	@40×2,000個×1.08=86,400
・学校飼育動物用飼料	@700×140個×1.08=105,840
・動物救助用ネット	@9000×1個×1.08=9,720
・猫用多段ケージ	@9000×1×1.08=9,720
・センサー感知式超音波発生装置	@9000×5台×1.08=48,600
・収容動物情報編集用パソコン	@100800×1台×1.08=108,864
・情報印刷用プリンター	@21278×1台×1.08=22,980
・カラープリンタートナー	81,000
・野良猫不妊手術助成金拡充分	2,000,000
計	2,915,188

#### 議題 8

「動物愛護基金について協議会においても協議が必要なのではないかと思う」

<意見>

- ・委員の皆様の様々な意見やアイデアをいただいて、それを参考に検討して政策にいかしていきたい。

以上

## 登録、収容、処分等資料

(※平成28年は12月末現在)

### 1. 犬、猫について

#### (1) 犬の登録関係

	H24	H25	H26	H27	H28
新規登録数	1,305	1,211	1,185	1,312	1,069
狂犬病予防注射数	13,226	13,074	12,851	12,840	12,176

#### (2) 犬の収容

	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲頭数	22	24	12	11	11
引き取り数	42(8)	42(12)	31(3)	21(4)	14(2)
負傷犬	1	4	0	0	0
計	65	70	43	32	25

※捕獲数は警察からの処分依頼を含む。

※引き取り数は所有者及び警察等からの引き取り依頼を含む。

※引き取り数の( )内は所有者からの引き取り数。

#### (3) 犬の処分(返還処分、譲渡処分、殺処分)

	H24	H25	H26	H27	H28
返還処分	14	12	13	7	5
譲渡処分	42	58	26	23	19
殺処分	7	1(病死等)	9	1(病死等)	1(病死等)
計	63	71	48	31	25

※処分計が収容計と合致しないのは、年度をまたいで犬を収容しているため。

※H26の殺処分(9匹)はすべて生後数日の離乳前の野犬の子犬。(麻酔薬による安楽死)

#### (4) 猫の収容

			H21	H24	H25	H26	H27	H28
引き取り	成猫	飼い猫	16	9	3	4	1	2
		拾得猫	13	21	13	27	14	9
		計	29	30	16	31	15	11
	子猫	飼い猫	3	3	6	19	0	8
		拾得猫	492	283	262	233	283	206
		計	495	286	268	252	283	214
猫引き取り 計		524	316	284	283	298	225	

#### (5) 負傷猫の収容

(5) 負傷猫の収容

			H 2 1	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
負傷猫	収容数	成猫	40	29	25	22	22	12
		子猫	13	14	15	5	15	7
		計	53	43	40	27	37	19

(6) 猫の処分（返還処分、譲渡処分、殺処分）

	H 2 1	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
返還処分	0	6	7	18	6	2
譲渡処分	11	53	112	46	59	71
殺処分	575	299	207	247	275	176
計	586	358	326	311	340	249

(7) 苦情件数

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
犬	417	355	298	226	151
猫	330	306	219	293	218
その他	35	49	39	29	23
計	782	710	556	548	392

2. 動物愛護基金について

基金受入額

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
受入額	6,449,000 円	1,834,500 円	13,210,500 円	5,740,736	6,286,900

提言の進捗状況等について

項目1: 動物の愛護及び管理に係る普及啓発について

提言内容	現在の取組内容	今後の取組目標(予定あり)
地域住民を対象とした普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域からの依頼に基づいて、出前講習会やチラシなどの回覧を行なっている。</li> <li>犬・猫の適正飼養に関する啓発冊子を作成、配布。</li> <li>マナー啓発クイズの作成、配布(啓発文入りのペーパーバーストップ)。</li> <li>市報や回覧文でのマナー啓発。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取り組みを継続する。</li> <li>動物愛護推進員(以下「推進員」という。)などを活用した、地域における普及啓発を推進するための取り組みを推進する。</li> </ul>
子供たちを対象とした教育活動の積極的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>獣医師会と協力して、小学校において飼育環境の改善指導やウサギとの触れ合い教室、怪我や病気の相談などの「学校飼育動物活動」に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取り組みの拡充方法を検討、推進する。</li> </ul>
迷子札など所有者明示措置の重要性について飼い主の理解を深めるための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市報や回覧文などを通じて、所有者明示措置の普及啓発に取り組んでいる。</li> <li>啓発冊子の中で「迷子札の装着」、「マイクロチップとは」を記載。</li> <li>センターから譲渡する動物へのマイクロチップの挿入を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員などを活用した、所有者明示措置への理解を深めるための取り組みを推進する。</li> <li>マイクロチップの普及方法を検討する。</li> </ul>

項目2: 殺処分数ゼロを目指して

提言内容	現在の取組内容	今後の取組目標(予定あり)
殺処分数等の具体的な数値目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な数値目標は設定していないが、可能な限り殺処分数を減らす。</li> <li>犬は、病気等で収容中に死亡したケースのみ。(殺処分はゼロ)</li> <li>猫は755匹(平成18年度)⇒176匹(平成28年12月末現在)に減少。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>殺処分ゼロを目指す。</li> <li>譲渡数を増やすための取り組み。</li> <li>野良猫不妊手術費用助成金の予算増額(基金からの拡充)等で、子猫の出生を抑制していく。</li> </ul>
写真を含めた収容動物情報の積極的な発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページに収容動物(3ヶ月以上)の写真付き情報を掲載している。</li> <li>近隣自治体及び警察署に収容動物(3ヶ月以上)の情報をFAXしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の収容状況の発信をボランティアと連携して行っており、譲渡に向けてその取り組みを継続する。</li> </ul>
繰り返し引取りを求める者に対する状況確認と必要な指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰り返し引取りを求める者がいた場合は、状況を確認するともに必要な指導等を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左(近年、引き取りを求める者はいない)</li> </ul>
終生飼養の徹底と譲渡頭数を増やすための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市報や回覧文などを通じて、終生飼養の普及啓発に取り組んでいる。</li> <li>ボランティアの協力のもと譲渡事業の促進に取り組んでいる。</li> <li>収容動物の譲渡対象者の範囲を広げ、尼崎市民だけでなく、伊丹市民・宝塚市民・西宮市民にも譲渡を行なえるようにしている。</li> <li>収容動物の健康管理のため、混合ワクチンの接種、糞便検査、犬のフィリア検査、猫のエイズ等検査を行なっている。</li> <li>譲渡動物との相性を確認するため、譲渡前に体験飼養を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員などを活用した、譲渡事業を促進するための取り組みを推進する。</li> <li>収容犬のトレーニングを行う。</li> <li>離乳前の子猫に対する取り組みを検討する。</li> </ul>

野良ねこの繁殖制限措置を更に進めるための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>報やホームページなどを通じて、野良ねこ対策活動の普及に取得している。</li> <li>動物愛護基金(以下「基金」という。)への寄付を募り、野良猫不妊手術費用一部助成の拡充を行っている。【H28年度(200万円)】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員などを活用した、野良猫の繁殖制限を促進するための取り組みを推進する。</li> </ul>
-----------------------------	---	---

### 項目3: 動物取扱業への規制等について

提言内容	現在の取組内容	今後の取組目標(予定など)
監視指導計画にもとづく計画的な監視指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>年に一度、全施設を対象とした監視指導を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
販売時における購入者への事前説明の徹底を指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視時に事前説明の徹底を指導している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
動物取扱責任者の資質を向上させるための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>年に一度、動物取扱責任者講習会を開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>

### 項目4: 猫の問題について

提言内容	現在の取組内容	今後の取組目標(予定など)
地域全体での解決に向けた取り組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>野良猫対策活動を促進するため、不妊手術費用の一部助成を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員など連携を図り、地域において野良猫問題を解決するための取り組みが行えるよう必要な支援を行う。</li> </ul>
野良猫の引取り頭数が多い地域への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護センターで引取りを行う際、不妊手術の有用性について説明を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野良猫の引取り件数の多い地域に対して必要な働きかけを行う。</li> </ul>
飼い猫の適正飼養の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>市報や回覧文などを通じて、適正飼養の普及啓発を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員などを活用した、飼い猫の適正飼養を促進するための取り組み方法を検討する。</li> </ul>
TNR活動や地域猫活動など地域が主体となった取り組みの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民などから相談があった場合、地域に対して活動の説明を行っている。</li> <li>基金への寄付を募り、野良猫不妊費用一部助成金の拡充を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域が主体となった取り組みが展開できるよう自治会長等へ働きかけを行う。</li> <li>基金を活用し、野良不妊手術費用一部助成金の積み増しを行う。</li> </ul>

### 項目5: 協働の取り組みについて

提言内容	現在の取組内容	今後の取組目標(予定など)
地域との連携と地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>野良猫対策活動において、一部地域と連携を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との連携を通じた、動物問題を解決するための取り組みを推進する。</li> </ul>
動物愛護推進員の委嘱と活動ボランティアなどの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>野良猫対策活動や譲渡事業などにおいて、ボランティアと連携を図っている。</li> <li>推進員を委嘱している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り組みの継続。</li> </ul>
動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」という。)の設置と個々に活動を行う個人・団体が一体となった取り組みの展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会を設置し協議を行なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動を行う個人・団体が一体となった取り組みを展開できるよう、協議会において活動の方向性や支援などについて必要な議論を行う。</li> </ul>
新たな財源の確保と人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金を設置し寄付を募っている。</li> <li>基金を、「ふるさと納税」に入れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金をPRするためのパンフレットを作成する。</li> <li>獣医師資格を持つ職員との確保と能力の向上に努める。</li> </ul>



# 犬のふん

なくしてあげいな  
あちごくり



この始末は  
飼い主の  
責任だよ!

犬のふんは、持ち帰しましょう

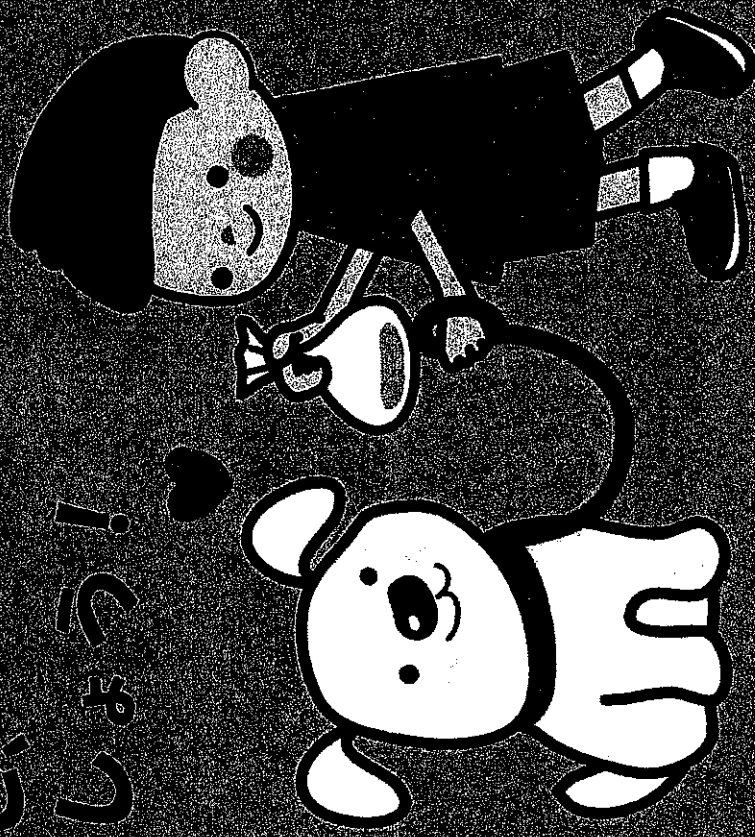
飼主が散歩の時に  
ふんを処理せず放置する



ふんの放置は罰金刑です  
発見しだい警察に通報します

# 犬のふんは持ち帰りましょう

飼い主が責任を持って、  
ふんの後始末をしましょう！



# ここで猫に餌を 与えている方へ

ふん、尿で近隣の皆さんがとても迷惑しています。

この周辺で、野良猫にエサを無責任に与えないでください。

エサを与える場合は、必ず近隣の合意を得て、トイレを設置し、ねこの不妊・去勢手術を行い、エサを置きっぱなしにしないようにしましょう。

# 犬のふんの放置は 県条例違反です。

ふんの始末は飼い主の責任です。

ふんの放置は、兵庫県「動物の愛護及び管理に関する条例」第12条第2項に違反し、10万円以下の罰金となります。

放置が継続された場合は、証拠映像を警察に提出します

# ねこの迷惑をなくそう

～ねこについてみんなで考えましょう～

昨今、社会において命を軽視する風潮がはびこっています。動物を含めた他者の命を尊重し、生けとし生けるものと共存しようとする気持ちはとても大切です。しかしながら、人間と動物が本当に「共生」していくためには、地域にすむ一人ひとりが最低限のルールやマナーを守ることが絶対条件です。

動物を介して人に迷惑をかけない、被害を与えないことをしっかり守ってこそ、動物の幸せは守られます。

## ①のらねこについて(エサを与えるならねこ達に責任を持ちましょう)

### (1) 無責任なエサやりはやめましょう。

不妊・去勢手術をせず、エサを与えて放置しているだけでは、その場所でのらねこが増える一方です。エサを与えるから、ねこが集まり、居着くのです。

### (2) エサを与える場合は、必ず近隣の合意を得て、ねこの不妊・去勢手術を行い、トイレを設置し、エサを置きっぱなしにしないようにしましょう。

メスネコは生後7カ月ごろから繁殖することができます。一回の出産で、6～8頭の子猫を産みます。つまり、年2回繁殖期があるので、メスネコ1匹から1年で約50匹に増えます。実際増えていないように見えるのは、不幸な子猫がその影で増えているのです。

## ②飼いねこについて(近隣に迷惑をかけない飼い方をしましょう)

### (1) 不妊・去勢手術は飼い主の責任です。

ねこはネズミ算式に増えていきます。また、外で生まれた多くの子ねこが市に年間数百匹も引き取られ、処分されています。不幸な命を増やさず、近隣に迷惑をかけないためにも、必ず不妊・去勢手術を受けさせましょう。

### (2) 屋内飼育に努めましょう。

ねこを自由に外出させることで、飼い主の知らない間に、近隣の家敷地に侵入し、糞尿をしたり、車などを傷つけるといった被害を与えることがあります。

また、ねこ自身も交通事故や不治の病気にかかる可能性が高くなります。公道等で死亡してしまったねこが年間1000頭以上市に回収されています。

ねこは屋内だけでも十分飼育可能です。

### (3) 身元がわかるものをつけましょう。

のらねこと間違われないように、ねこが迷子になった際に飼い主の元へ戻れるように迷子札をつけましょう。

回覧									